

第5回山形県総合教育会議議事録

- 1 場 所 山形県庁舎 502 会議室
- 2 日 時 平成 29 年 7 月 14 日 (金)
- 3 出席者
知 事 吉村 美栄子
山形県教育委員会
教育長 廣瀬 渉
委 員 涌井 朋子
委 員 武田 靖子
委 員 片桐 晃子
委 員 山川 孝
委 員 森岡 雄一
- 4 協議事項
特別支援教育の充実について
- 5 議事の経過

司会：教育庁総務課副主幹

開 会

ただ今から、第5回山形県総合教育会議を開会いたします。
開会に当たりまして、吉村知事よりご挨拶をいただきます。

吉村知事

山形県教育委員の皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、第5回山形県総合教育会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年の10月に開催した「第4回山形県総合教育会議」では、家庭教育の充実について協議をいたしました。委員の皆様と活発な意見交換をさせていただき、子ども達の学力向上を図るためには、学校の勉強だけではなく、家庭での学習習慣や生活習慣をしっかりと身に付けさせることが重要であるとの方向性を共有することができたと思っております。

さて、今年度第1回目となる本日は、特別支援教育の充実について協議をしていただきたいと思います。

昨年の「障害者差別解消法」の施行や「発達障害者支援法」の改正などを受けて、障がいのある方々への社会的関心が高まっております。それと同時に、特別支援教育にも注目が集まってきており、最近では特別支援教育に関する新聞報道等も多く見受けられるようになりました。

本県におきましても、障がいの有る無しに関わらず、誰もが共に生きる社会の実現に向けて、「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定し、「障害者差別解消法」と同じ昨年4月から施行してお

ります。

女性や高齢者、障がいのある方も含め、県民誰もが個性や能力を発揮できる環境づくりに取り組んでいるところです。

そのような取組みを進める中、本日は、教育委員会において、「第2次山形県特別支援教育推進プラン」に続く新しい計画をこれから策定すると伺っておりますので、私としましても社会的関心が高まっている特別支援教育の更なる充実に向けて、委員の皆様方の忌憚のない御意見をいただき、その方向性を共有したいと思っております。

限られた時間ではありますが、本日の会議が実り多いものとなりますようお願い申し上げます、私からのあいさつといたします。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

協 議

それでは早速協議に入りたいと思います。

なお、本日の会議は、14時30分までを予定としております。御協力をお願い申し上げます。

それでは、ここからの座長は、吉村知事にお願いしたいと存じます。

吉村知事、よろしく願いいたします。

吉村知事

それでは、暫時の間座長を務めさせていただきますので、御協力よろしく願いいたします。

では、資料について事務局から説明をお願いします。

義務教育課
特別支援
教育室長

まず、「平成29年度 山形県の特別支援教育」の表紙をご覧ください。

現在、第2次山形県特別支援教育推進プランに基づき、特別支援教育の充実推進を図っています。内容については、後ほど説明いたします。

資料を開いていただき、左側のページをご覧ください。

本県には、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、病弱・肢体不自由の各障がいに合わせた特別支援学校があります。一番下の山形大学附属特別支援学校も含めて1,152名の幼児児童生徒が在籍しています。

学校により、その分校・分教室・寄宿舎がある学校もあります。

今年度は、長井工業高等学校の校舎内に米沢養護学校西置賜校を設置いたしました。また、新庄養護学校には、最上地区の一般就労を目指すこととなる就労コースを設置しています。

右ページ「1 通常の学級」をご覧ください。

通常の学級で学ぶ、特別な教育的支援を必要とする子どもたちが在籍しています。全国調査において、6.5%の割合で在籍しているという調査結果があります。各校では校内の支援体制を整え、個別の教育支援計画に基づき、個に応じた指導に取り組んでいます。

「2 特別支援学級」をご覧ください。

小中学校には、障がいの程度が比較的軽い障がい種別の特別支援学級が設置されており、小・中学校合わせて1,632名が在籍しています。約9割の小中学校に何らかの特別支援学級があります。

「3 通級による指導」をご覧ください。

通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童生徒が、教科等は通常の学級で学び、障がいに応じた特別の指導を通級指導教室で受ける仕組みです。3つの障がいに対応した通級指導教室が設置されており、合わせて1,279名が指導を受けています。

裏面をご覧ください。

障がいのある子どもたちの保護者を支える就学奨励費や各種の相談について整理してあります。

続きまして、現在の「第2次特別支援教育推進プラン」についてご説明いたします。資料の表紙をご覧ください。

現行プランは平成25年度から本年、平成29年の期間において、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を目指して3つの基本目標を掲げて取り組んでいます。

1つ目は「子どもたちの自立と社会参加」、2つ目は「障がいのある者となし者となることができる限り同じ場で共に学ぶ仕組みである『インクルーシブ教育システム』の考え方を踏まえた特別支援教育の推進」、3つ目に「個々の違いを認め合い、様々な人々がいきいきと活躍できる『共生社会』の形成」を目指すことです。

この3つの目標を達成するために6つの大きな施策があります。資料を開いてください。

資料左側、「1 周知啓発の推進」、「2 医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援」、「3 小・中・高等学校における特別支援教育の充実」、資料中央の「4 特別支援学校における教育の充実」、「5 社会参加に向けた支援」、「6 教員の専門性の向上」の6つです。

資料右側「特別支援学校再編・整備計画」をご覧ください。これは施策「4 特別支援学校における教育の充実」の具体的な施策として取り組んできたことです。大きく2つの計画があります。

1つ目は「当面の課題」、2つ目が「長期的な課題への対応」です。

最後になりますが、現在、次期特別支援教育推進プランについて、これまでの課題や社会情勢に基づき検討委員会を立ち上げて、今年度中の策定に向け検討を進めております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

吉村知事

ただ今事務局から説明ありました。御質問があれば、後ほど、御発言の中でお願いしたいと思います。

それでは、特別支援教育の充実について、協議をしていきたいと思います。

まずは、特別支援教育の充実に向けた様々な取り組みや課題などについてご発言いただきたいと思しますので、よろしくお願ひいたします。

なお、たいへん恐縮ですが、お一人3分以内でお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

はじめに涌井委員、お願ひします。

涌井委員

私からは、「特別支援教育に関する周知・啓発」について述べさせていただきます。

特別支援教育の分野で最近、最も重要視されているもののひとつである「インクルーシブ教育システム」や、これに関わる「合理的配慮」などの言葉は、言葉そのものを理解するのが難しいのではないかと思います。それは、私たち保護者やその他広く一般の方々にとってだけでなく、現場の先生方にとっても同じであるようです。そもそも「特別支援教育」という概念自体が近年出てきた新しい概念であり、以前の「特殊教育」との違いが、8年ほどを経てようやく浸透してきたのではないかと感じているところでございます。

特別な支援を必要とする児童生徒が昨今急激に増加している中で、特別支援教育の充実を早期に実現するためには、特に学校の先生方に対し、この難しい文言や概念の理解を早急に進めていくことが大切ではないかと考えております。

県教育委員会でも、全ての先生方を対象にしたセミナーなどを昨年から開催したり、またリーフレットを配布して周知啓発に努めるなどの取り組みを進めているところです。まずはこのような取り組みのもと、先生方の特別支援教育に対する理解をより一層深めていただき、全ての先生方が特別支援教育の視点を持って児童生徒に対応できるようにすること、それとともに交流や共同学習など様々な活動を進めていくために、学校間や地域との連携を進めていかなくてはならないと思ひます。

従前の考え方から方針を変えて、障がいのある人もない人も同じように居心地の良い社会を作っていくためには、保護者や障がいのない児童生徒の理解も欠かせません。特別支援教育の先にあるのは、障がいのある人とない人がお互いに支えあうことのできる平等で対等な社会の実現だと思ひます。支援という言葉に惑わされず、その理想をしっかりと見つめていき、難しい文言や方法論を超え、障がいだけでなく人種や宗教など多様性を認め合える子どもたちの育成を進めていくことができる教育施策の展開を期待しております。

吉村知事

ありがとうございました。
続きまして、片桐委員、お願いいたします。

片桐委員

私からは、「障がいの重度化・多様化への対応」についてお話をさせていただきます。

特別支援学校に在籍するお子さんは、近年の傾向として、障がいの重度化、それから重複化ということがあります。

具体的な県の状況としましては、ここ5年間、特別支援学校小・中学部の在籍者の約3割が重度障がいの児童生徒であり、特に、肢体不自由また知的障がいを併せ持つ重度のお子さんが増えています。

また、医療的ケアが必要な子どもも年々増加していることから、特別支援学校で医療的ケアを受けている子どもが13名増えて今年度42名、対応する看護師も6名増えて今年度18名となっているようです。

このようなことを踏まえて担当する看護師の確保、それから複数の障がいを抱えているお子さんを教育する先生の専門性の向上などの指導體制の整備が必要だと思われま

す。私は、日頃、子育て広場を運営していて痛感することは、保護者の方々に対するサポートもとても重要だと考えております。あるお母さんは、どこに相談したらよいか分からないということをやと述べておりましたが、その子は生まれ持って重度の心臓の病気を患っているとのことで、同じ思いを共有できるお母さんと話がしたいとのことでした。

県では、発達が気になるお子さんを持つ保護者の相談窓口をあちこちに設けていますが、生まれたときからそれぞれの成長に応じた切れ目のない支援がとても必要であると日頃から感じています。

吉村知事

ありがとうございました。
では、森岡委員お願いします。

森岡委員

私からは「就労」という観点と「社会参加」という観点を話をさせていただきます。

障がいのある生徒が将来にわたって自立して社会参加を果たしていくことは、企業のみならず官民あげて組織を横断して、関係者が知恵を出し合って進めていかなければならない重要な課題であると認識しています。

特に高等学校においてはキャリア教育や職業教育において、とりわけ発達障害のある生徒については、指導・支援の充実に取り組むべき重要な課題であると認識しています。

一方、障がいのある生徒への「合理的配慮」という言葉については、現場では、障がいを持つ生徒だけではなくクラスメイトとなる子どもたちへの「合理的配慮」であったり、それを指導している先生・職員への「合理的配慮」も同時に求められていくのであらうと思

「就労」・「社会参加」の観点でも、おそらく同じであろうと思います。同僚となる社員への「合理的配慮」が伴ってこそ、障がい者への本来の「合理的配慮」が機能して、連携や協力が促進されるのではないかと思います。

先般、寒河江の「楯岡特別支援学校」（寒河江校）や新潟県の江南高等特別支援学校の視察研修をさせていただきました。山形県内では第2次の「特別支援教育推進プラン」の充実に向けて、非常に専門的かつ「合理的配慮」を踏まえて懸命な取り組みが行なわれているところを見せていただいたところです。本当に現場の先生方には頭が下がる思いで授業を拝見させていただきました、説明を伺ったところです。

そうした観点から、教育委員会の立場としても、学校現場の取り組みの現状を十分に第一義的に評価してあげる必要があるのではないかと思います。十分な評価を差し上げて、特別支援教育の施策展開については、現場にとって階上階のような展開にならないようにすること。そして、先生方のモチベーションを向上させるための丁寧なフォローが非常に大事ではないかと思いました。

特に、メンタルヘルスケア等の部分を充実させる必要があるだろうと思います。

特別支援教育は本当に専門的かつ高度な内容でありますので、時代の変化に合わせて教育への環境だったり空調設備であったり付帯する衛生設備などの充実をしっかりと図ったのちに、障がいの多様化に対応するための先生方の増員など、しっかりした現実的な予算の手当てを施策の基盤に持ってこそ支援教育の実績成果が上がるのではないかと感じたところです。

吉村知事

ありがとうございました。
それでは山川委員お願いします。

山川委員

私からは、「発達障害への対応」についてお話をさせていただきます。先ほど、片桐委員の発言にもありましたが、近年、障がいの重度化・多様化が言われているとのことですが、多様化の一類型とっていいと思いますが、「発達障害」の子どもたちの学習教育をどうするか、ということですが。

「発達障害」という言葉は、分かりやすそうで実は分かりにくい言葉です。一般には、子どもたちの発達の特定の領域において社会的な適応上の問題を引き起こすかもしれない、というアンバランスが生じている状態で、具体的には「文章が正しく読めない」、「じっとしてられない」、「他者とのコミュニケーションが取れない」など、様々あります。このような子どもたちは、私たちが子どもの頃にもクラスに一人ふたりくらいいたかな、という感じはしていますけれども、私もその子たちに障がいがあるという意識を持って見ていたわけではありませんし、先生方も「ちょっと落ち着きがないな」、「勉強が遅れているな」程度のことだったのではないかと思います。

います。ただし、現在は「発達障害」として、この子たちの教育については特別の配慮が必要である、という認識で行われているということだと思われます。

先ほど事務局からの説明にもありましたが、文部科学省の調査では全体の6.5%程度はいると言われていたとのことでしたが、この6.5%という数字の根拠も、少し調べてみたところでは、医学的知見という数字ではなく学級担任など先生方による判断ということでしたので、かなり感覚的なもののようなのです。逆に言うと、感覚的なものなので、親にしても先生にしても、あるいは一緒に学んでいる子どもたちにしても同じような認識で、例えば30人のクラスであれば2人くらいはそうした子がいる、という共通の認識として、おそらくは合致しているのだらうと思います。

そのような子どもたちは、特別支援学校に通っているわけでもなく、また特別の教室に通っているわけでもなく、ほとんどの場合は通常のクラスでほかの子どもたちと一緒に勉強しています。学校によっては通級による指導を行い、科目によって例えば算数が遅れているのであれば、そうした子を集めて同じ校内の別の場所で特別な指導を行っているのだと思います。こうした状態は、先生方にとってはたいへんなことだと思います。つまり、ほかの子たちに普通に勉強を教えながら、この子たちも同時に面倒を見ているということです。先ほど森岡委員からも発言ありましたが、「合理的配慮」ということ、ほかの子たちが普通に勉強を進められている状況で、特にそうした子に対しては配慮しながらやっていくという能力を求められているということです。

通級による指導ができる学校というのは、ある程度生徒の人数が多い学校で、その分先生の数もいるため可能なのでしょうけれども、小さな学校で各学年クラスひとつくらいしかない場合になると、なかなかそういうわけにもいかないのかな、と思います。

だからといって何もしなくても良いというわけではないし、先生の負担を過度に増やすということもよろしくないと思いますので、学級横断的な副担任制を考えて教員を手配するなど、いろいろな方法もあるのではないかと思います。実際、副担任制の学校、そのような観点から取り組んでいる学校があるのかもしれませんが、そのような取り組みが必要なのかな、と思いました。

それから教員の専門性の向上という点についてですが、非常に難しい教育をしなければならないわけですし、しかも30人くらいのクラスであれば必ず一人ふたりは確率的に発達障害の子がいるわけですので、常にそういう場面に当たることになるわけですので、特別支援学校でなくてもある程度専門性を身に付けなければならないものではないかと思います。

特別支援学校の先生には、教員免許状をきちんと取ってもらおうということが3つの施策にも挙げられていましたけれども、一般の教員であっても、そのような意味では、免許状というところまで必要かどうかまでは分かり

ませんが、そういう能力を必ず身に付けなければならない、ということだと思います。自分が将来先生に就こうとすると、教室には必ずそういう子たちがいるわけです。その子には特別の教育が必要で、なおかつ、ほかの一般の子どもたちにも普通の教育をやりながら特別の教育もやっていかなければならないということなので、研修の充実も常に必要であると思っています。

第2次推進プランは今年度で終わるわけですが、これから次期プランを作るに当たっては、2次プランでどのあたりまで達成できたのかきちんと検証し、よりしっかりやらなければならないところはしっかりやって、抜けているところは穴を埋めるような施策もこれから必要になるのだろうと思います。

吉村知事

ありがとうございました。
それでは、武田委員お願いします。

武田委員

それでは私からは、「学校間及び関係機関との連携」についてお話ししたいと思います。

障がいのある子どもたちというのは、本当に一人ひとり、程度の差や状態が違うということで、一人ひとりの障がいがネガティブに捉えられるのではなく、個性ということで尊重して捉えられるべきだと思います。

個性を「合理的配慮」のもとにその子の教育的ニーズや学校・家庭の状況など、あらゆる情報をきちんと記録に残して共有する必要があると思います。学校では、個別の教育指導計画や関係機関と連携して作成する個別の教育支援計画というものがありますが、それに基づいて日々の学習に活用しているということですが、残念ながらその大切な情報が進学や転校などによって引継がれないというケースがあるようです。次の学校での適切な支援が難しくなるので、特に中学校から高校への引継ぎは入試に関わる不安であったり、あるいは保護者が環境をリセットしたいというような意向がある場合もあり、それが課題になっているのではないかと考えております。

まずは入試に不利にならないということ、次の学校で適切な配慮に繋がることなので、子どもにとってはメリットであるということを理解してもらおう必要があると思います。

学校でも引き継ぎの大切さを共有し、中高が連携し情報交換をする場を設けるなど仕組みづくりが大切であると思います。これは、組織的に計画的に推進する必要があると感じます。さらに学校同士の連携だけではなく、医療や保健、福祉等の関係機関との連携も大事になってきます。現在、連携の仕組みができている市町村では、必要に応じてケース会議を行い、医療的な支援や家庭でのトラブルなど、学校だけではなかなか対応が難しい問題に対して、連携して解決を図っているということです。

県内では南陽市と鶴岡市などが連携のモデル地域となりましてスクールクラスター事業を行っていますが、その成果を広く発信して県内各地で参考にしてもらう、共有するよう図って欲しいと思います。

吉村知事

ありがとうございました。

特別支援教育の現状や課題について、ひととおり委員の皆様からお考えをお聞きいたしました。

特別支援教育は内容がたいへん広く、ただいま皆様から様々な話がありましたように、取組みや課題が多岐にわたっている分野であると思います。

委員の発言内容はどれも大切なものばかりですが、ここからは、「やまがた創生」を加速する5つのチャレンジのひとつ、「県民総活躍」に掲げる「障がい者の就労支援」に焦点を当てたいと思います。

障がい者の就労、と申しましても、その形態は福祉的なものから一般企業への就労を目指すものまで様々であります。どれもたいへん重要であると思っています。そのなかでも今回は特に一般就労、これには障がい者雇用枠による企業就労を含みますが、障がい者法定雇用率が平成30年4月から引き上げ予定であることも考慮して、一般就労を目指す特別支援学校の取組みについて、さらにご意見を頂戴したいと存じます。

たいへん恐縮でございますけれども、お一人3分以内でお願いしたいと存じます。

それではまた、涌井委員からよろしく申し上げます。

涌井委員

それでは、私から「就労を支える環境づくり」について話をさせていただきます。

現在、県下の特別支援学校では、中学部段階から作業的な学習や職業生活に必要な知識を学ぶ時間をカリキュラムに位置づけて、就労をめざす教育に取り組んでおります。具体的には清掃や裁縫、木工などの学習や生活の様々な場面に必要なスキルを学ぶために実習主体の学習を進めているところです。

それぞれに応じた設備の整備や空間の確保、また、更衣室などの整備が当然必要になってくるとは思いますが、現在、山形県内の特別支援学校では小学校や中学校・高等学校などから間借りした分校化が進んでいたり、建設から40年以上経ったような老朽化の進んでいる建物が多く、また、先ほど申し上げましたけれども、近年、特別支援学校に進学する児童生徒、特に高等部において今爆発的に生徒が増えているという状況にありますので、校舎そのものが手狭であるといったところや、また、照明設備の不足、バリアフリー環境の未整備など、ハード面でたくさんの課題を抱えている

そうです。

また、近年、特別支援教育の世界では、ICTの活用も有効であるということが示されてきております。特別支援学校や特別支援学級の授業では、実習の際にタブレットや電子黒板を使用した授業展開などはもちろんのこと、近年は教員向けのアプリや支援を要する児童生徒向けのアプリを使っただけの自立支援、また、そういったICTを活用した「合理的配慮」など、まだまだ研究段階だそうですが、そういったものの有用性が叫ばれるようになってきています。

建物そのもの、設備そのもののハード面の課題をクリアし、児童生徒の就労に関する学びを高めていかなければならないというところと、ICTを活用し、それをさらに支援するような教育施策を進めていく必要があると考えています。

吉村知事

ありがとうございました。
それでは、片桐委員お願いします。

片桐委員

私からは、「教育内容の工夫」について話をさせていただきます。

これまで、多くの特別支援学校では、伝統的に「木工」「陶芸」「縫製」「園芸」などの製造系作業を中心とした作業学習が行なわれてきたところですが、近年は、事務系職種、それからサービス系職種のニーズが高まる傾向がありまして、それに合わせた作業種を取り入れていく必要があるのではないかと考えています。

そこで、上山高等養護学校では、喫茶サービスを取り入れて接客について学んだり、ビルサービスを取り入れて清掃やメンテナンスについて学んでいます。

私は6月に、教育委員の北部ブロック協議会に参加させていただき、先ほど森岡委員から紹介のあった視察先、新潟県の江南高等特別支援学校を見せていただいたとき、ちょうど清掃学習を実施していましたが、生徒が一生懸命に取り組んでいる姿に、とてもすごいと思いました。

山形県では、今年度新設の新庄養護学校の就労コースでは、「福祉」の科目を取り入れたり、介護の資格取得の学習を始めたところで、まさに時代のニーズに合った学習ではないかと思っています。

また、生徒の働く意欲を高める取組みとして2つ、紹介したいと思いますが、一つは鶴岡高等養護学校の鶴岡天神祭に使用する木札づくりです。鶴岡市より、2010年から依頼を受けて取り組んでいるということでした。木札を千枚納品しまして、生徒たちは自信と誇りを持ってこれを作っている、ということでした。

もう一つは、学校の取組みではないのですが、プレジョブといわれる活動で、これもやはり鶴岡で実施しているのですが、小学校5年生から高校3年生までの障がいを持つ子どもたちが、週1回程度1時間くらいではあ

りますが、「仕事を体験する」という取り組みです。地域の方々も、障がいを持つ子どもたちに対する理解・啓発活動になっているということでした。一般企業が助成金を出したりして企業も巻き込んでいるという点にも注目したいと思います。

今後は、NPOであったり社会福祉協議会であったり、商工会議所などいろいろな分野と連携して取り組んでいくということが良いのではないのでしょうか。先日、九州地方で大規模な災害がありました。本当にいざというとき頼れるのは地域の方であるし、命を守る、という大切なことは地域のみならずとも取り組んでいく課題であると思われます。障がいのある・なしにかかわらず、お互いに理解し合いながら助け合える仕組みづくりに取り組んでいければと思っています。

吉村知事

ありがとうございました。
それでは、森岡委員お願いします。

森岡委員

私からは、「就労先の開拓」について少し触れたいと思います。
地域社会における「共生の実現」という視点を基本にして、企業としても5月に法定雇用率の引き上げの方向性が示されましたので、しっかりと対応していく課題であると認識しています。

一方、冒頭、知事からお話がありましたように、労働基準法や障害者総合支援法、自立支援法、それから虐待防止法など、労働行政の施策とどう整合性を取り遂行していくかという観点も非常に大事な部分であると思っています。

現実的な話になりますが、職場では、完全に個別対応の仕組みを取るために専任者を養成しなければならない、ということが一つあります。

それから企業も「合理的配慮」というようなものを含めて、社員教育をして、障がいを持った人を受け入れ、A社員とB社員が同じように合理的配慮をしながら実務的な対応をした場合でも、障害者から見ると違いがあります。どうしても個人的な嗜好が働き易く、例えばA社員の対応が好ましいと受け入れられた場合に、同じ対応をとったとしても、B社員については却って排他的態度をとるような事例を私どももたくさん見受けています。その結果、社内的な組織の不調和であったり生産性の悪化であったりという現実も出てきます。

また、一生懸命指導する、分からないところを何度も何度も教えてあげる、これも親切でしていることですが、これが実は善意の社員であるわけですが、一方で、受け取る方からは、ある日突然これはパワハラであろうという思わぬ事例もございます。労働基準監督署からの事情聴取に係る多くの社員がヒアリングを受けることになり、多大な労力を割かなければならない事例もございます。その結果、真つ当な社員が心労で退社するケースも多々あるということですので、非常に専門性の高い合理的配慮と

ハード、ソフト両面の個別対応が組織的に求められるものです。

現実的に関係省庁を横断した対応が求められますので、ハローワークや就労継続支援事業所など、就労以降も事業所等と連携を図りながら、積極的かつ丁寧に推進していくべき課題であろうと思います。

また、別件ですが、本県は知事がトップセールスされておりますように、農業に関わる大きな可能性を秘めている地域でございます。特別支援教育を自然や農作物とのかかわりの中で実施していくという手法も全国的には注目されている施設がございます。山形モデルとして、ぜひ産学官が連携協力して農作業等に関わる就労移行支援事業者などの可能性があるのではないかと考えているところです。

吉村知事

ありがとうございました。

それでは、山川委員お願いいたします。

山川委員

それでは私からは、「就労後のフォロー」ということについてお話をしたいと思います。

学校で将来の就労を目指して一生懸命学習をして、せっかく就職できたのに、その後、簡単に辞めてしまう、こういうことになっては、あまりにもったいないことです。

卒業したあとで、仕事の継続に向けてフォローすることができないのか、という話です。学校の指導監督・管理からいったん離れてしまうと、問題としてはかなり難しい話であるということが言えると思います。

実際はどうか、という話になりますと、特別支援学校の離職率は、他の一般の高等学校の卒業生に比べて高いのか、というと全然そんなことではなく、むしろ低いと言われております。それは学校と企業の努力と言いましようか、本人にマッチした仕事に就いているということが比較的多い、むしろ一般の高校を卒業して就職する人よりも多い、ということなのだろうと思います。

では、全く辞めていないのか、というと、そういうことでもなくて、辞めてしまった人もそれなりにいる、ということです。しかし、その離職理由が、いろいろお話をお聞きするところによると、一般の高校を卒業して仕事に就いて辞める人たちは、仕事の問題、いわゆる「自分に合わない」ということで自分が思っていたものと違うということで辞めてしまう子どもたちが多いということですが、それに対して、障がいがある子たちの離職の理由の多くが、人間関係のトラブルであったり、コミュニケーションが上手く取れないということで辞めてしまう、ということが多いと言われております。

例えば、知的障がいのある子どもたちは非常に真面目で、与えられた仕事を一生懸命頑張っております。頑張りすぎてパンクしてしまうということがあるそうです。それから発達障害の子どもたちは、それぞれいろいろな

タイプがありますが、もともと人間関係が上手く形成できていない子たちがいるので、いったん職に就いたあとでストレスを感じて辞めてしまう、ということなのだそうです。

いわゆる「仕事が合わない」という理由であれば、フォローするといっても、これは新しい就職先をとにかく見つけるということで、何ができるかというとまた別の話で、こういう障がいを持っている子どもたちの離職をできるだけ防ぐということから見ると、学校を卒業して就職した後でも、学校の方でその子のその後の状況をきちんと聞いてあげたり見てあげることに対応することができ、企業にとっても、自分の方でいったん雇った子がすぐ辞めてしまうということになれば、企業側にとっても不利益になることなので、いわゆる人間関係の問題やコミュニケーションの問題は、ある意味事前にきちんと相談して、場合によっては先生や親、本人、あるいは企業の担当者たちで、随時見ていてあげれば防げる部分もあるのではないかと思います。

実際のところ、特別支援学校では卒業後も3年程度、事後指導ということでもいろいろ取り組んでいるようです。果たして3年でいいのか、という議論もあるのかな、とも思います。

それからもう1点、いわゆる「共生社会の形成」ということで、これを目指して取り組んでいるわけですので、施設なり自宅から職場に通ってまた戻って、いろいろな楽しみも一般社会の中や地域の中で経験する、ということで、いわゆる施設の中で暮らして施設の中で働いて施設の中で余暇を楽しむ、という施設完結型の形ではなくて、外に出て一般社会の中で過ごすということになるわけですので、そうすると社会全般の中での支援になるわけですので、広く人間関係の問題であるとか楽しみのことであるとかそういうことも相談できる形でやっていかないとなかなか上手くいかないのだろうな、と思っています。

吉村知事

ありがとうございました。
それでは武田委員、よろしくお願いします

武田委員

それでは私からは、特別支援教育現場で最大の課題である、「就労先の開拓」についてお話をさせていただきます。

特別支援学校では、進路指導の担当の先生が企業やハローワーク、障害者就労生活支援センターなどに頻繁に通い、たいへんな苦勞をされて就労先の開拓を行っていると聞いています。

具体的には、一人ひとり障がいの程度の違う生徒の実態を踏まえてどんな仕事があるのか、受け入れは可能かどうかなどを聞きながら、就労を視野に入れた実習をまずはお願いして、そこから就労につなげるところまで先生が一人で行っているという状態です。

そして夏季休業中に集中的に企業回りを行っているということで、こう

した業務が非常に負担になっているということから、もっと効果的な方法がないのか、ということになっているようです。

例えば、鶴岡高等養護学校では、「現場実習支援の会」という組織がありまして、企業側主導で就労を支えている、という会があります。地元の企業や就労支援事業所と学校で組織し、様々な情報交換を行い、卒業生の就労を支援しています。

そのような仕組みがあると、地域への就労の可能性が高まりますし、安心感ややる気につながっていくのではないかと思います。また、進路指導担当の先生の負担軽減にもつながっていくのだらうと思われま。さらにその地域の障がい者への理解であるとか、ダイバーシティに対する理解なども広がっていくのではないかと思います。

そのほか、昨年度から楯岡特別支援学校に非常勤職員として配置されている「就労支援コーディネーター」の役割も非常に重要であると感じております。実習先・就労先の開拓や近隣の学校との情報交換をしたりするキーマンとして、活発に動かれ活躍されているということです。非常に成果が見られているとの学校側からの報告もあがってきており、他県でも開拓先が広がった、人員を増やす方向である、との話も聞いています。

現状では、進路指導担当の先生のネットワーク頼みで限られた範囲での活動にならざるを得ませんが、今後さらに卒業生が増えるということも想定されますので、また、この最近の社会情勢の変化やスピード等に対してもそのニーズに対応できるような専門の担当者が必要になってくると感じています。

県内では現在、たった1名しかいないという現状ですが、ぜひほかの学校にも広げていただきたいと思。そうすれば、就労支援の可能性がさらに広がるのではないかと思います。

吉村知事

ありがとうございました。

それでは最後に廣瀬教育長、ご発言をお願いします。

廣瀬教育長

特別支援教育について、このたびの総合教育会議で取り上げていただいたわけですが、6教振の10の基本方針の柱のひとつでございまして、知事からあいさつがありましたように、近年非常にその重要性が高まっているということが社会でも求められているという、そういう教育であると認識しております。

そうしたなかで先ほどから話に出ております第2次特別支援教育推進プラン、今年度で終了するわけですが、この中で6つの柱の具体策、冒頭説明のあったとおりでございまして、今、ある程度中心的な取組みとしてはやはり「インクルーシブ教育システム」や「合理的配慮」がなかなか一般への浸透度合いがまだまだ不十分でないかということで、これについて相当重点的に取り組んできたということと、それから環境整備ということで、

増加する生徒数への対応ということで学校の増築などや分校の設置、さらに就労関係では就労コースといった環境面では相当進んできたという感覚を持っています。

なお、引き続き取り組むべき課題もご指摘されているようですが、この2点については、第2次のなかでは相当取り組んできた、という感じを持っております。

先ほどから大きなテーマとなっております「社会参加と就労」、特に保護者の皆さんにとっては子どもたちの将来と言いますか、どんな形で卒業したあと社会参加できるかということが最も心配されておりますし、関心の高いところでもあります。そういう意味で、この点については次のプランでも力を入れていかなければならないと思っております。

いくつか課題が指摘されていますように、まず一つは環境の問題があります。中学から既にいろいろな作業体系がありますけれども、新しく作った分校の中学では残念ながら非常にスペースが取れていないということもありますし、また高等部でも、米沢養護では今のところ就労コースを設ける予定になっていますが、場所等の関係でなかなか進んでおりません。新庄養護は4月から始まって今、本当に頑張っているところですが、介護など新しい仕事も作ってやっていますけれども、まだまだ環境整備は必要だろうと思っております。

それからもうひとつ、開拓の問題もお話がありましたとおりで、進路指導の先生が本当に頑張っているところですが、ご指摘のあったように「就労支援員」は国庫補助事業で1名採用されていて、その補助も今年度で終了しますので、これをどのように継続していくのか。お話があったように、この事業は非常に効果があると考えています。この点はこれからの課題となるわけですが、もうひとつ重要なことは、企業側・受け入れの方々あるいはNPOや社会や地域の方々と連携をしてその子どもたちの理解のもとに、特別な就労の環境を開拓するような仕組みのようなものができていけばよいと思います。鶴岡高等養護は非常に理想的でありますけれども、ほかの地域でもそういった形で支える仕組みを作りたいと考えていきたいと思っております。

新庄養護学校の就労コースを設置したときに、鶴岡高等養護から生徒が分離しました。前は鶴岡高等養護に通っていたわけですが、最上ブロックの方々は、今度はこちらの高等部に進学して就労コースに通うことになるわけですが、鶴岡で行なわれてきた企業による支えが、今度は新庄では一度切れてしまうわけで、そののちをしっかりと地元の方々も今がんばっていただいております。そういうことで、ほかでもこうした動きがどんどん出てくるよう、波及させていければと思います。

最後に、就労後の離職をいかに防止していくかということです。

お話があったように、その生徒その生徒によって、障がい特性あるいは

コミュニケーションあるいは集中力の維持などいろいろな点で課題なり特性がございますので、そのことを就職前にしっかりと支援員あるいは進路指導の先生あるいは企業の方々と、十分に話をすることがたいへん重要だと思います。

私は先日、ある本を読みました。ちょっと学習障がいがある方ですが、数字は非常に得意で、経理の仕事などは非常に適正がありますが、ただ集中が4時間くらいで途切れるという方です。きちんとそういうことを最初から適切に把握した上で就労モデルを作っていけば、いろいろな方に応じて様々なことができるのだらうと思います。

因みに事務職の必要性について片桐委員からご意見がありましたけれども、教育委員会でも知的障がい者の非常勤職員雇用事業というものを平成25年度、このプランが始まったときから実施しています。図書館と鶴岡高等養護学校、総務課、上山高等養護学校などに事務補助職員として、知的障がい者の方に働いてもらっています。特に年限は設けずに60歳まで働けるのですが、やはりそれぞれの皆さんについて、受け入れ側がいろいろな特性を理解したうえで、知的障がいのある方もその点をお互いに理解しあった上で働いていただくということが非常に重要で、今、総務課でも頑張ってもらっており、非常に的確に仕事をしていただいております。すでに4年目になっております。こういった事業も是非波及させていくながら、障がい者雇用の促進にも繋がるわけですし、特別支援学校から卒業生の就労支援をしていきたいと思っています。

以上でございます。

吉村知事

ありがとうございました。

本日は、教育委員の皆様からたいへん貴重な、そして有意義なお話を頂戴したと思っております。ここで、全体を通して私からもお話をさせていただきます。

まず、後半に重点的にお話をいただいた就労支援につきましては、学校での指導や実習先・就労先の開拓、就労後のフォローなど、様々な段階での丁寧な支援やご努力があって、障がいのある生徒の就労が実現していることを改めて認識したところでございます。

特に、学校と就労先の連携がとても重要であると思いました。県といたしましても、全国初の取組みとしまして「心のバリアフリー推進員」の養成に取り組んでいます。民間事業所での障がいを理由とする差別の解消を推進しているところでもありますけれども、今後ともその連携を大切にしながら、障がいのある人が生き生きと働いて生活できる社会を作っていかなければならないと思っております。

また、前半では特別支援教育に関する現状や課題など、様々なご意見をいただきましたが、その中核にある考え方は、「共生社会の実現」であると思っております。障がいや障がいを持つ方に対する理解を、県民一人ひとりが更

に深めていくことが大切だと思いました。

県としましても、昨年4月に「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を施行しております。様々な分野の団体で構成する県民会議を立ち上げるなどしまして、障がいの有り・無しにかかわらず、誰もが共に生きる山形県の実現に向けて、県民一体となって取り組んでいるところでございます。

教育委員会では、今年度、次期特別支援教育推進プランの検討・策定を行うとのことありますので、本日の協議内容もぜひ参考にさせていただき、障がいのある子どもたちの明るい未来につながるプランにさせていただきたいと思います。

技能五輪アビリンピック、昨年、山形県で開催いたしましたけれども、アビリンピックでは、障がいのある人たちが活躍をしてくださいました。これは本当に就労支援に繋がると思います。

また、アビリンピックに参加できる選手達の育成にも力を入れていきたいと思ったところでございます。

それから冬季オリンピック・パラリンピックが近づいておりますけれども、パラリンピック出場の可能性のある選手への育成支援というものも、補助金という形で支援を開始させていただいたところです。

社会全体が障がいそのものへの理解、そして障がいを持っている人への対応の仕方であったりサポートの仕方であったり、そうしたことを理解して共生していけるようにしていかなければならないと、本日、改めて思ったところでございます。

皆様、本当に貴重なご意見、ありがとうございました。

それでは、時間になってしまいました。

本日は皆様、お忙しい中、様々な視点から貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

以上で協議を終了させていただきます。御協力たいへんありがとうございました。

閉 会

以上を持ちまして、第5回山形県総合教育会議を終了いたします。
ありがとうございました。